

合同会社西海江島沖洋上風力「(仮称)西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年2月7日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書について、合同会社西海江島沖洋上風力に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、長崎県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：長崎県西海市崎戸町江島の沖合  
原動力の種類：風力(洋上)  
出力：最大299,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 12月25日
環境大臣意見受理	平成30年 3月 2日
経済産業大臣意見発出	平成30年 3月19日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 8月12日
住民意見の概要等受理	令和 3年 10月18日
長崎県知事意見受理	令和 3年 11月29日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 2月 7日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤  
電話03-3501-1742(直通)

合同会社西海江島沖洋上風力「(仮称)西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. ツル類については、通過する飛翔高度が風車高度にかかってくる可能性があるため、飛翔状況、飛翔高度等について、より正確な把握手法を検討すること。
2. 工事中及び供用中の水中音の発生による海洋生物への影響等について、海外の類似事例を引用する等最新の知見を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行うこと。
3. 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に関しては、必要に応じ、地形改変及び施設の存在による主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(長崎県知事からの意見書の写しを添付)